

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（2）

2. 日時：令和5年4月19日（水）14時00分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁8階北会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、島村主任安全審査官、伊藤主任安全審査官

中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他8名

大洗研究所 環境技術開発センター 環境保全部

廃棄物管理課 課長 他2名

減容処理施設準備室 室長

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 マネージャー 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書（その9）」に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について

資料2：「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」概要（処理場-219-1）

資料3：放射性廃棄物処理場における設工認申請漏れ確認プロセス（処理場-219-2）

資料4：「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表（資料 処理場-219-2 別表2）の凡例補足説明（処理場-219-3）

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|--|
| 0:00:00 | ボタンを押しました。はい。では今から横溝の分割の相続の2回目のヒアリングを始めさせていただきます、 |
| 0:00:11 | 前回1回目のヒアリングの時に、内容が11年にわたることから、 |
| 0:00:18 | 大体3分割、自分が円滑に3分割して、きちんと審査会合を進めましようというお話が、 |
| 0:00:26 | いたしましたけども、その後ですね、共同の方の |
| 0:00:34 | 様々な部分から、今回が9回目の再9分割の最後に当たることから、抜け漏れ事故がないかということについてはちょっと重点的に、 |
| 0:00:45 | 確認をする必要があるということでご連絡をいたしました。 |
| 0:00:51 | 第1回目の審査会合としては、まず全体概要のご説明、そして次に抜け漏れがないことについてのご説明で最後に、審査会合の、 |
| 0:01:03 | 進め方昔等について、質問という形になるかと思えます。今回、資料に基づいて、 |
| 0:01:14 | 以上3点について、ご説明いただくんですけども、多分、我々の関心と いいますか、多分、 |
| 0:01:24 | 人に時間がかかるものとして、抜け漏れについての資料を、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:01:31 | について、ちょっと伺いすることが多々あるかと思しますので、まずですね、全体概要についての説明と、3分割の分割についての説明のところだけ先にちょっと説明していただくことができますでしょうか。 |
| 0:01:52 | はい。こちら原科研処理場の横堀ですよろしくお願いたします。それでは、画面の共有をさせていただきながら、ご説明したいと思います。 |
| 0:02:03 | はい。 |
| 0:02:04 | わかります。 |
| 0:02:12 | はい今お示ししておりますのが資料処理上、219-1ということで、こちら資料の審査会合用資料の |
| 0:02:24 | 形になっております。 |
| 0:02:26 | こちらのところでまず概要と審査の進め方というところで、ご説明をさせていただきます。 |
| 0:02:35 | まず1ページですけれども、こちらは放射性廃棄物処理場の主要施設の配置図ということで、全14施設ある中で今回、 |
| 0:02:45 | その9に該当する申請対象の施設は赤枠で囲った施設となっております。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:02:53 | 2 ページの申請の経緯ということで、処理場に関しましては本来設工認は一括一本でですね申請するところをでございますけれども、 |
| 0:03:04 | 分割して申請をさせていただいている状況でございます。 |
| 0:03:08 | こちらについては、分割して申請することで、詳細設計からの申請までの期間を短縮するということ。それから、地域性基準に適合するための工事ですね、こちらを段階的に完成するというので、 |
| 0:03:22 | 各施設の安全性を合理的に高めて、全体ですね適合性終了後までの期間、明示管理に不可欠な活動などを、より安全に遂行することが可能になるということで、 |
| 0:03:34 | 今回全部で9分割をさせていただいてこれまで申請を行ってきております。これまで8回の申請の内容については以下の通りとなっております、 |
| 0:03:46 | 8回分については、使用前の事業者検査まで工事も含めすべて終了している状況でございます。 |
| 0:03:54 | 続いて3ページ、なりますけれども、こちらが今回の設工認その9の、 |
| 0:04:01 | 全体構成、概要になります。主に全11編の申請となりまして、1ページが外部事象影響ということで、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:04:11 | こちらは工事が一部伴うものになってございます。対象の設備は、こちら記載の通りですね、てAからアルファベット振っておりますけれども、今日の一番下にまず施設を、 |
| 0:04:24 | 整理して記載をしております。それら該当する設備、施設ですね、こちらをまとめた形になっておりまして、今回工事を有するというのはBということで第2廃棄物処理棟の落雷にかかるところの工事を一部行うと。 |
| 0:04:41 | ということで、工事ありとしております。 |
| 0:04:44 | それから第2編、 |
| 0:04:45 | ですけれどもこちら誤操作防止のインターロックの成立ということで、こちらの既設の設備になっておりますけれども、のため工事はなしということで、 |
| 0:04:56 | 主にそういう設備を有している施設が該当するというものでございます。 |
| 0:05:01 | 続いて第3編ですけども、こちらは、減容処理棟というところにありますけれども、金属有設備等焼却溶融設備、こちらの圧力逃がし機構の設置ということで、こちらもともと成立してある施設の設備になってまして、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:05:15 | 新たな工事は不要というものになります。 |
| 0:05:18 | 辻第4点ですけども、4点は管理区域外への漏えい防止対策、それから溢水防止対策ということで、こちらも一部ですね工事を有するものになってございます。 |
| 0:05:33 | A工事を有する施設は、第3廃棄物処理棟というところの第2廃棄物処理棟になります。 |
| 0:05:41 | 続いて5編が放射線管理施設の耐震性能確認ということで、こちらはですね、ダストモニターとかエアアモニターの耐震性能ということで |
| 0:05:53 | 一部ですね工事を伴ってマボルト効果という形の工事のみになりますけれども、小規模な工事を伴う案件になります。 |
| 0:06:02 | 第6園の方は通信連絡設備の設置ということでこちら既設の通信連絡設備に対する申請工事は那須となります。 |
| 0:06:10 | 7人が避難用照明、いろいろ標識及び誘導灯等の設置ということで、こちらもですね既設の設備で、 |
| 0:06:18 | 特に工事を伴うものはございません。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:06:22 | 第 8 編ですけどもこちらは処理廃棄物及び発生廃棄物の保管場所の設置ということで、こちらですすねすでに場所としては設けられているもので、 |
| 0:06:32 | 特に工事の新たな工事は不要というものになってございます。 |
| 0:06:38 | 第 9 編の方が舞台廃棄物一時保管棟の構造及び容量ということで、こちらもともと使用施設の許可を受けていた施設を、 |
| 0:06:48 | 今回新規制の対応の中で炉施設としても、新たに追加をして、もともと建物としては既設であるものになっておりまして、工事を新たに進むものはなしということになっております。 |
| 0:07:01 | 第 10 編の方が消火設備等の設置ということになります。 |
| 0:07:06 | こちらはですね既設の設備とあと一部耐震火災に係る評価ですね、こちらを行う、している申請となっておりますして評価の結果新たな工事とかは不要ということで、 |
| 0:07:18 | こちらも工事はラストしております。 |
| 0:07:21 | 最後 11 辺が第 2 廃棄物処理棟のセル排風機の動力ケーブル、こちらの更新ということで、こちらはケーブルルートをすべて難燃性のケーブルに更新するという工事を行うものとなっております、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:07:36 | 全体で11ページで、一辺4.5円、11点が工事を伴うものの申請というふうになっております。 |
| 0:07:46 | これらの中で、全体概要としては以上となりまして、こちらの表の通りですね、審査会合をを3回に分けて行うということで、 |
| 0:07:57 | こちら色分けをして、分けて申請を、アンケート数記載をしております。 |
| 0:08:03 | その中で今回喜多植野を設工認ということで4ページの方に、それだけ、1回目の審査会合でご審議いただく内容のみを抜粋した目次をつけております。 |
| 0:08:14 | 1回目の審査会合でご審議いただく内容は、2年の誤操作防止インターを、3ページの圧力逃し機構の設置、 |
| 0:08:24 | それから6.の通信連絡設備の設置とならへんの避難用照明等の設置。 |
| 0:08:29 | それから8編の処理廃棄物発生廃棄物の保管場所の設置と、急変のお答え廃棄物一時保管等の構造及び容量ということで、ここに工事を伴うものではない。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:08:43 | 工事なしの案件で、既設の設備に対する得るものが対象ということで、 こちらを1回目の審査会合でご指摘いただくという形で整理をしております。 |
| 0:08:55 | 今回最初の概要ということで、ページちょっと戻りますけども、3ページの方に、 |
| 0:09:01 | 2回目でご審議いただく内容が、第4編の |
| 0:09:06 | 管理区域外への漏えい防止対策及び溢水防止対策、それから第10編の 消火設備等の設置ということで、こちらの評価を伴うようなものを中心に、2回目の審査会合でご審議をいただくことで、 |
| 0:09:22 | 割り振りをしております。 |
| 0:09:24 | 最後3回目の審査会合でご審議いただく内容として、1ページの外部事 象影響と公平の放射性管理施設の耐震性の確認、それから、 |
| 0:09:35 | 11編のお題廃棄物処理棟のセル排風機動力部分更新ということでこちら 三つを、3回目の審査会合でご審議いただくということで全体の進め方 として、区分をしております。 |
| 0:09:50 | 最後4ページまた戻りまして、 |
| 0:09:54 | 1回目の審査会合でご審議いただくもう一つのお腹として、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:09:58 | 2 ポツとして、設工認申請漏れ確認のプロセスということで、こちら も、 |
| 0:10:04 | ご審議いただくということで目次の方に追加記載をしております。 |
| 0:10:09 | 概要と進め方の割り振りについては以上となります。 |
| 0:12:03 | すいませんマイクが入ってませんでした。大竹。もう 1 回申し上げます。 まず全体のご説明をいただくところなんですけども、1 辺から実験 までありますけれども、 |
| 0:12:17 | それぞれですね、1 分ぐらいで、 |
| 0:12:22 | もう少し詳しくご説明いただければと思います。 |
| 0:12:26 | 例えば今日いただいている資料で言いますと第 2 編ですと、スライド番号 で言うと 6 番の、 |
| 0:12:33 | 設工認申請の概要のページ、次 7 番の設計資料及び設計仕様設計状況及 び設計仕様の最初の表のページ、 |
| 0:12:44 | あと、八、九十と図面写真がありますけどもその中から代表的なものを 1 翼であると 14 ページに、この審査で何条を取り扱ってるかという、適合 性の説明のスライドがありますけども、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:13:02 | この14のページ、第2編と言うとそれぐらいのスライドを中心にして いただいて、また、それぞれの辺についても同じようにスライドを抽出 していただいて、それぞれ1分ぐらいずつで説明いただければと。 |
| 0:13:17 | 実際の角谷委員に委員会で説明いただく時の資料ですけども、そのよう な構成でお願いできればと思いますけどもいかがでしょうか。 |
| 0:13:28 | 処理場のヨコボリですけども、失礼しました承知いたしました |
| 0:13:33 | 代表的なところの概要を含めてですね、のところで設計条件や設計仕様 をそれから技術基準への適合性、そういったところの説明を加えて、そ れぞれご説明させていただきたいと思います。 |
| 0:13:49 | はい。よろしくお願いたします。 |
| 0:13:52 | 引き続き規制庁の志村ですけどもあと審査の進め方、分割して審査をす るということですけども、 |
| 0:14:01 | 今は少し工事の或いはつとないやつとかそういう区分について、グルー ピングについて、 |
| 0:14:09 | コメントがありましたけども、その辺をスライド1枚でまとめていただ いて、こういう |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:14:17 | 何ですか、共通点があるところで、まとめて、この辺を1回に飛ばすそういうご説明もいただければと思いますけども、よろしいでしょうか。 |
| 0:14:29 | はい承知いたしました。そうしますとこの今3ページにつけている表、 |
| 0:14:36 | Aのこれを少し1回目2回目3回目という形で分ける形がよろしいそれとも説明の中でそのような説明をすればよろしいでしょうか。 |
| 0:14:46 | はい。 |
| 0:14:48 | 規制庁金子です。指摘の内容としては何で3回に分けるのかねえてね3回に分けることで、すす分量とか、分量的なことも含めて、進められるかねっていう |
| 0:15:02 | 審査の進め方の考え方を変えて欲しいということです。なので、そうです。ね早見表があった方がいいですよ。この3ページはそのままで、 |
| 0:15:17 | 4ページぐらいに、第1回目のお題題目。 |
| 0:15:24 | んじゃねえな。第1回目の大学やってもらって、 |
| 0:15:31 | 文章はこのままで、その1回目2回目3回目の訳が分けた考え方を変えてもらえばいいんじゃないすかね。 |
| 0:15:41 | あ、はい、中条横堀です。承知いたしました。ではそのような |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:15:46 | 資料を追加する形で準備したいと思います。はい。実際どのような説明になりますか。 |
| 0:15:54 | はい。衛藤。まず1回目の |
| 0:15:59 | 分け方ですね実際にはこの物量がですね、全部で今回第11編ということで、申請のページとしても700ページを超えるような申請ということで、 |
| 0:16:10 | 非常に審議の物量が多いということがありますので、3回に分けて、審査をお願いしたいと考えているということをもまず申し述べた上で、何でも3月もなく、規制庁からなんで3回とか4回5回じゃなくてまず3回でいいんですか。 |
| 0:16:28 | はい。衛藤。 |
| 0:16:30 | まずですね3回というのは、11ページの中で、今回我々の考え方としては、立法時があるものないもの、それから評価をば大きな評価を含むもの含まないものを、そういったものが、 |
| 0:16:44 | 含まれておりますので、全体のボリューム感も考慮しまして、この3回に分けたいと考えております。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:16:53 | はい。規制庁カネコですと1回目は、今御説明の工事ありなし評価グループのうちのどれになりますか。 |
| 0:17:01 | はいそれで1回目ですけれども、1回目は、工事を含まないものを、になりまして、主に既設の設備に対する設工認ということで、第2編、3弁、それから6.7円、8年9年という形で、 |
| 0:17:17 | こちらはまとめて1回目でご審議いただくということで考えております。 |
| 0:17:25 | 工事を含まないものと組んだものに分けた理由は何でしょうか。 |
| 0:17:33 | そうした方が審査を進めやすいつてことですよね。 |
| 0:17:37 | そうです。おっしゃる通りでして工事を含むものについてはその工事の詳細等の設計も含めて申請書に当然入っております。 |
| 0:17:48 | そういったものを一旦切り分けまして、もともと既設で持っている設備に対する、今回の申請、 |
| 0:17:54 | 案件について切り分けてご審議いただいた方がですね、効率的な審査がいただけるというふうに考えております。 |
| 0:18:02 | はいわかりました1回目は工事を含まないものを、いわゆる既設の設備に対する設工認で、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:18:09 | 含まないものをなので、工事の詳細と金井米のそれぞれに対する考え方が似通ってるだろうとそういうイメージでよろしいですかね。 |
| 0:18:19 | はい。おっしゃる通りでございます。はい。第2回目は、 |
| 0:18:24 | 炉外ね第2回目は、4点の、 |
| 0:18:28 | 谷区域外への漏えい防止対策及び溢水防止対策というものと、第10編の消火設備等の設置、の意見を考えております。こちらは、 |
| 0:18:41 | 江藤4点の方は工事を含むもので、準備の方は工事を含まないものではありますが、こちらですね溢水防止に関する評価、それから、消火設備の方は、火災防護に関する評価ということで、 |
| 0:18:56 | 評価のボリュームが多い案件になってございまして、こちらの評価を含むものを大きな評価を含むものについては、この2回目にまとめてご審議をいただくということで考えております。 |
| 0:19:11 | これ2回目一緒できますかね。 |
| 0:19:16 | はいそうですね2回。 |
| 0:19:18 | はい。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:19:20 | 処理場ヨコボリですけども、規制庁カネコですいませんね溢水評価と課題をしようか。審査の内容によってはかなりそれぞれのボリュームが出てくるんですけど、 |
| 0:19:30 | 第2回ということで、一斉防止評価とか最後評価合わせてできるぐらいの分量になりそうですか。 |
| 0:19:41 | はいそうですね表カーの考え方等はですね、溢水防護のガイドですとか火災の影響評価代表そういったものガイドに基づいて評価を行っているものでございまして、 |
| 0:19:55 | 施設の数が多いものではございますけれどもまず考え方をご説明をした上で、評価の結果をお示しする形でご説明をするということで、 |
| 0:20:06 | 二つまとめてご審議いただけるというふうに考えております。 |
| 0:20:12 | うんうんうん。 |
| 0:20:14 | と、評価後の二つですけど。 |
| 0:20:18 | そんなにあれですか、量は多くないんですか。 |
| 0:20:25 | はい評価のする施設、設備自体は数が多い、良いものになりますけれども、それぞれの施設の評価についての考え方が統一で同じでございますので、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:20:38 | その部分はまとめてご審議いただくことができるかというふうに考えております。なるほど。じゃあ、第2回目は溢水、第3回目は葛西っていうふうに分けなくても何とかなりそうと思うんですね。 |
| 0:20:53 | はい。諸処理場ヨコボリですけども、今のところそのように我々としては考えております。 |
| 0:21:02 | はいわかりました。ここを多分ちょっと、考え方、 |
| 0:21:09 | 補足してもらった方がいいのかな。 |
| 0:21:13 | はい、わかりました。第3回目は、 |
| 0:21:16 | どういう考え方でしょうか。 |
| 0:21:19 | はい最後3回目の審査会合については、まず第1編の外部事象影響、それから、 |
| 0:21:28 | 第5園の放射線管理施設の耐震性能確認で、あと第11編の第2廃棄物処理棟のセル排風機動力ケーブルの更新ということで、 |
| 0:21:40 | こちらすべて工事を伴う案件になってございます。外部事象影響の方は、一部、森林火災ですとか、竜巻の影響評価、そういった評価者が少し含まれておりますけれども、 |
| 0:21:56 | こちらは、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:21:58 | その評価も含めて直接の部分が非常に大半を占めているということ、あと工事については1ヶ所のみということで、なっております。で、第5編の放射線管理者の耐震性の確認、こちらについても、 |
| 0:22:12 | モニターの固定しているアンカーのボルトを交換するという小規模な工事となっております。また第1廃棄物処理セル排風機の動力ケーブルの更新につきましても、 |
| 0:22:25 | こちらの制度排風機の動力ケーブルをすべて更新するという工事になりますけれども、 |
| 0:22:31 | 全6件の |
| 0:22:33 | 更新する工事はありますけれども、 |
| 0:22:36 | すべて同様の工事となったのなんて敷設し直すという工事ですので、そういった簡易的な工事のものをまとめて、3回目にご説明をさせていただきたいと考えております。 |
| 0:22:51 | はいわかりました。今のような形のお考えをですね、 |
| 0:22:56 | 4ページ目なんじゃないかな。 |
| 0:23:00 | 記載をいただいて、審査会合のときご説明をいただければと思います。 |
| 0:23:09 | はい、承知いたしました。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:23:12 | 清掃してないですけど、1回目は抜け漏れ確認が目になるので、今1回 2回3回という言い方をしたのはR3か4かそうですね。はい、そうです。 失礼しました。 |
| 0:23:24 | 今聞こえたかと思えますけども、それぞれ中身に触れるのは、第2回第 3回第4回となりますので、今現在の記載の1階にいた3回というところを、 それぞれ1回繰り上げて記載をお願いいたします。 |
| 0:23:43 | あ、はい承知いたしましたそうでしたら、全4回の審査会合で、 |
| 0:23:50 | 具体的な中身のご審議は2回3回4回という形でご審議いただくという ことで承知いたしました。 |
| 0:23:57 | はい。よろしくお願いいたします。 |
| 0:24:00 | 土岐志村ですけれども、それぞれテーマは今、冒頭も含めて4、四つに 分けるということになりますけども、進め方として、 |
| 0:24:11 | 一つ前の買い入れた宿題を次の時に、回答をいただきつつ、新しい部分 についても、審査を開始して、 |
| 0:24:21 | 都合4回目までに第11辺までのご説明を一通り終わっていただくとい うことで今、進め方を考えてるんですけども、駅コースとしていかがで しょうか。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:24:35 | はい。処理場ヨコボリですけれども、そちらの考え方で承知いたしました。1回目の2回目1回目、それぞれの審査会合でいただいた、 |
| 0:24:46 | 論点については、2回目の審査会合までに説明資料等を作成しまして、 そここでご説明をしてご確認、ご審議いただくということで |
| 0:24:58 | 準備を進めたいと思っております。 |
| 0:25:01 | はい、どうぞよろしくお願いたします。 |
| 0:25:05 | 規制庁金子です。ちょっと確認です今シブヤの内容が伝わったかどうか 確認なんですけど、1回目は、先ほど申し上げたように、 |
| 0:25:16 | 概要と進め方等、抜け漏れ防止ということで実質2回目からになります。 2回目で具体的な審議をして、2回目に出した。 |
| 0:25:28 | 指摘事項については、第3回目で刈り取りをしますが、第3回目では、 |
| 0:25:37 | この資料では第2回と書いてますけど、評価者ですね、評価者の説明 と、審議と公示がなし。 |
| 0:25:48 | のを、 |
| 0:25:50 | 審議に対する指摘ということなので、第3回は、 |
| 0:25:55 | 大きく分けて二つのテーマになるってということになりますけども、そう いう認識で伝わってますでしょうか。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:26:05 | 所長の横堀です。はい。そのように認識をしております。はい。わかりました等ございます。 |
| 0:26:12 | 特性とシブヤです。4回で進めるとすると、1ヶ月半で、非常にテンポよく進んだ場合ですけども、仮に1回目が5月下旬とすると、次が7月上旬と。 |
| 0:26:29 | 3回目が8月の下旬、 |
| 0:26:32 | で4回目が10月上旬というふうに、テンポがイトウなるかと思うんですけども、その後、おそらく補正が入るだろうということも考えると、今、ご連絡いただいている10月中認可っていうのは、 |
| 0:26:48 | スケジュール的に少し厳しい感じを受けておりますけども機構としていかがでしょうか。 |
| 0:26:57 | はい。処理場のヨコボリですけども、こちら4月の7日のヒアリングでもご説明をさせていただきました通り、処理場としましては、 |
| 0:27:09 | 一部使用承認を受けておりまして、実際の運転廃棄物ですね、その運転廃棄物についてはすでに磯野施設のみですけども受け入れをしております処理も、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:27:22 | 可能な状態になっておりますので、大きな実害はないということもありますので、今スケジュールの方見直しをかけております。こちらもすでにその件は申請をしましてしておりますけれども、 |
| 0:27:34 | 認可の希望時期を後ろにずらすことを考えてスケジュールの見直しを行っております。 |
| 0:27:43 | はい。規制庁渋谷です。ではスケジュールの見通しが出ましたら、現実的なところでご回答いただければと、教えていただければと思います。 |
| 0:27:55 | 抜けモリのところに入ってよろしいでしょうか。さっき言った、 |
| 0:28:01 | 抜け漏れの、残りの抜けモリのところについて、津保川で抜け漏れがないということをどのように確認しているかということについて、ご説明をお願いします。ちょっとちょっと待ってません。ちょっと待ってください。 |
| 0:28:31 | 失礼しましたどうぞお願いします。 |
| 0:28:39 | はい処理場のヨコボリですけれども、それでは続きまして、受け漏れのないことを確認したプロセスについて、どのように、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:28:48 | 確認をしたかというところでご説明をさせていただきたいと思います。 こちら資料を処理場 219-2 ということで、お送りしているものになります。 |
| 0:29:01 | 今画面の方にも共有をさせていただいております。 |
| 0:29:06 | うん。うん。 |
| 0:29:07 | まず我々の方としましては、この 1 枚目ページ 1 ページになりますけれども、 |
| 0:29:14 | こちらでプロセスの説明をまず簡単にさせていただきます。 |
| 0:29:18 | こちら |
| 0:29:20 | 途中、真ん中より右寄りに点線で区切っておりますけれどもこちらの左側が柵作業担当者がを行うことで、右側が確認者が行ったことというところで、 |
| 0:29:32 | こちらの作業担当者確認者について後程体制を説明させていただきますが、 |
| 0:29:38 | まずステップとしまして、1 として、原子炉設置変更許可申請書をの設 工認との関係性の再確認ということで、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:29:47 | こちらは以前整理をさせていただいた後段規制との関係の整理表ということで、こちら別表1になりますけれども、こちらの内容の最終的な確認を行っております。 |
| 0:30:02 | それらを踏まえたこの別表1Eに対して、確認者が設工認申請所ですね、こちら許可との比較をその表を比較しまして、 |
| 0:30:14 | 対比によりまず、そこの部分の整合を確認をとっております。 |
| 0:30:20 | 続いて2ポツのところでは技術基準への適合性への整理表の再確認ということで、こちら設工認申請書の添付書類としてもつけておりますけれども、 |
| 0:30:33 | こちらの整理上、この資料上別表2としておりますけれども、こちらの適合性確認の整理表、こちらの中身について、 |
| 0:30:41 | 最終的な確認を行っております。 |
| 0:30:47 | こちらについては別表1の後段規制許可との関係性、のところとこの別表2の技術基準への適合性、こちらの資料、対比をしながら、それぞれですね、 |
| 0:31:00 | もれなく、別表2の方にしっかり反映をされていることの確認を行っております。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:31:07 | そのあとで3ポツとしまして、設工認申請に漏れがないことの確認という事で、この1の再確認を行った |
| 0:31:19 | 適合性の確認整理表別表2の中で、丸印をつけているものを、こちらが申請対象と新たな申請対象ということで、こちらが適切に申請されているか、また、適合性の説明に添付書類等でしっかり、そういったものが、 |
| 0:31:36 | つけられて申請をされているかということの、 |
| 0:31:38 | 確認をするということで別表3の資料を作って、 |
| 0:31:42 | それぞれ実際の設工認申請書との対比を行いながらもれなく、申請されていることの確認を行っております。 |
| 0:31:52 | 具体的なちょっと別表したら、それぞれですね、2、3とありますけれども、ちょっと物量が多いところがございますので後ろの方にですね参考資料として、 |
| 0:32:05 | ちょっとどのような形で確認を行ったかっていうポイントを整理したものをおつけしておりますのでそちらで、 |
| 0:32:12 | ターゲットを説明させていただきます。まず、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:32:17 | 成長からです。すいません中断させて申し訳ないです別表一位とか、この以前確認したものということで何か、 |
| 0:32:28 | 多分N S R Rの関係対応、この辺の表は作ったんじゃないかなっていうふうに想像してるんですけど、渡島Gいたものがもうほとんどいないのですね。 |
| 0:32:41 | 今参考資料を使ってご説明いただくのは、まずお願いしたいんですけども、例えばこの別表1をどういう書類を見てどういうふうにしたのかっていうのも、この後ですね、ちょっと詳しくご説明いただけると助かるんですけども。 |
| 0:32:59 | はい。処理場ヨコボリで承知いたしました。 |
| 0:33:03 | それではまず |
| 0:33:05 | 参考資料で、プロセスを説明した上で、そのあとを少し詳しく別表の説明をさせていただきます。 |
| 0:33:14 | お願いします。 |
| 0:33:15 | はい。まず、ページ数33ページの方に、確認プロセスを確認した、作業体制図をおつけしております。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:33:25 | そして、まず作業担当者としておりますのが放射性廃棄物処理場は、高減容処理技術課、それから放射性廃棄物の管理第1、あと第二課という3課に跨っております、 |
| 0:33:39 | これらの課室ですね、全重要施設を維持管理所掌しているというものになりますのでそれらの担当者により、厳格に作業を行っております。 |
| 0:33:50 | それら参加室の作業を踏まえて各課のマネージャーそして課長の方で確認のチェックを行っております。 |
| 0:34:01 | そのあとバックエンド技術部ですね、部内品質保証委員会の方に審議をいただいてそこで報告、また確認を受けて最終的にバックエンド技術部長の確認まで受けております。そのあとに、 |
| 0:34:17 | 所の方になりますけども原価形の中で、原子炉施設等の安全審査委員会という品質保証の審査委員会がありますけども、その中で、代表、 |
| 0:34:30 | 第三者ですね、による |
| 0:34:32 | 確認プロセスということで我々が確認したプロセスを確認していただくとともに、抜き取りでチェックをいただいて、漏れがないことの確認をまず第三者の方にもチェックをいただいておりますというものになります。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:34:46 | その結果を踏まえて、原子炉施設等安全審査委員会に報告をしまして、 そこで院長の方にも、この確認を受けて、そのあとそこから、 |
| 0:34:57 | 元算の副所長、所長ということでプロセスの確認を見ているといった流れになってございます。 |
| 0:35:07 | まず、昨年ですけども、別表第1、別表1の方ですね、こちらにつきましては、後段規制評価等の後段規制との関係の作業でやってまして、 |
| 0:35:18 | 詳細は後程少し詳しく説明をさせていただきますが、このページは代表例で示しておりますけども、 |
| 0:35:26 | まず一番左側、第何条と情報ありますけどもこちらがこれが基準規則の条項になってまして、その隣に、 |
| 0:35:35 | とかの記載ですね、 |
| 0:35:40 | 許可書の設計方針として処理場の許可でどのようなことを書いていくか ということをし、 |
| 0:35:46 | リストしにしております。 |
| 0:35:48 | その紙条項に対して、設計方針に対してその右隣で、後段での対応が必要かどうかということで、必要なものに丸をつけていっているというものになります。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:36:02 | 後段での対応が必要というさらにその右側で、設備機器等というところ と運用による対応と二つございまして、許可書で設計するのですとか、 |
| 0:36:14 | 設けるような説明をしているものについてはこの設備機器等の方に丸を つけて、 |
| 0:36:19 | 管理するというような表現をしていたり、そういった運用で対応します よというものについては、 |
| 0:36:25 | こちら運用の方に丸を付ける形で整理をかけておりまして、 |
| 0:36:29 | ここで今参考で示してるものはすべて設工認申請の対象ということで、 |
| 0:36:35 | 整理をしたものになってまして、その右側に行くと、具体的な設計とい う欄のところで設工認申請のところに入って参ります。 |
| 0:36:44 | こちらAからLまでありますけど、こちら右側に記載の通り、各処理場 の施設を |
| 0:36:51 | 阿比留に没しこんな形で整理をして、それぞれの施設に対して、許可の 小城家許可基準規則に対して、 |
| 0:37:01 | もう設計方針ですね、耐震設工認が必要かどうかということで整理をし てまして、この数字については後程また説明させていただきますけれど も、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:37:11 | 別表 2 の方で整備する際に通し番号をすべてつけておりますので、そちらの通し番号と整合されているということになっております。 |
| 0:37:22 | 例えばですけどもこの赤枠で間赤の点線で囲ったところですね、これ第 4 条の地震に対するところになってますけれども、 |
| 0:37:32 | ここで、ですね例えば駒大廃棄物処理棟であれば、1 から幾つか数字が入っております、その中で括弧書きの 1 と 24 が括弧ついてますけれども、 |
| 0:37:45 | これ道は第 1 廃棄物処理建屋を示す番号になってます。24 は焼却処理設備ですね、こちらを示すものになってまして。 |
| 0:37:55 | そういったところに括弧がついているところについては、今回、耐震補強最新の知見で評価をした結果 N G が出たところ、 |
| 0:38:03 | 今回設工認を申請して、 |
| 0:38:06 | 工事を行うようなそういった設工認対象のものに括弧をつけた形で整理をしまして、 |
| 0:38:12 | 一番この方は科研製薬の右側のところに、新生会というのがあります、ここで、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:38:20 | ペイバックがついてるものは、この2-1、この今お示したAの第1廃棄物処理棟の耐震補強の家で言えば、 |
| 0:38:30 | 2-1というところで、 |
| 0:38:32 | 申請をしているということで、これが設工認その2の第1編というような形で、ここで紐付けを行っているというもので、許可で必要なものが被災を申請対象となっているかということを確認したものになってここを確認をまずしております。 |
| 0:38:51 | 続いて、 |
| 0:38:53 | 次のステップで、今度適合性の整理表をになりますけども、 |
| 0:38:58 | こちらは別表になります。こちら也非常に細かい表になってございますが、 |
| 0:39:03 | こちらは今代表例で示しておりますこちら第2廃棄物処理棟の例になりますけども、 |
| 0:39:09 | こちらですね、一番右側を見ていただくと、86番となっているところ、ここがですね、 |
| 0:39:16 | 例えばですけれども、ここで言えば、シェル排風機の自動消火設備、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:39:23 | というものがあましてこちらの設置でこれは節項に呼んで、申請して認可をいただいて工事も終了しているものになりますけども、 |
| 0:39:30 | こういったものをについては、 |
| 0:39:33 | 下のところを細かく黄色い欄という白色ありますけどもこちらの第6条を地震による損傷の防止、第1項の欄に丸をつけておりまして、 |
| 0:39:45 | こちら、一方の、 |
| 0:39:47 | 例のところ、 |
| 0:39:50 | いっぺんで申請する修正ということで、修正をかけておりますけども、 |
| 0:39:55 | こちらの方で自動消火設備ということで、耐震は不要ということで判断をしておったわけなんですけれども、ヒアリングこれまでのヒアリングであったり審査会合でのご審議も踏まえまして、 |
| 0:40:07 | 我々としてはこの自動消火設備は構成のボックスを設けるということになってまして、そのボックス自体が、6条の耐震 |
| 0:40:18 | の要求事項を満足する必要があるということで整理をし直したというところで、ここは0に修正をしてですね。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:40:25 | 設工認その4の第1編で申請をして、するということで整理をし直して 実際に申請をしているということで、こういった丸がついてるものにつ いてしっかり申請をするということで、 |
| 0:40:41 | こちら辺が漏れなく申請をされているかということで確認を行っており ます。 |
| 0:40:49 | 最後に、最後のページになりますけれども、 |
| 0:40:54 | こちらはですね、まず別表2、 |
| 0:40:58 | の、 |
| 0:41:00 | ところで、ちょっとお送りした資料がなんかPDFで少し点線枠の位置 がもしかしたらずれてしまってるかもしれないです。それは大変恐縮で す |
| 0:41:10 | 画面の方ですね、ちょっと見ていただければと思いますけれども、こ の |
| 0:41:15 | 別表2のですね、一番の番号の1のところですねこれ建屋となっていま して、これが第1廃棄物処理建屋のところでもありますけれども、 |
| 0:41:25 | これについては、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:41:27 | 技術基準第5条、地盤のところにも丸をつけております。それから、第六条第1項のところにも丸をつけておまして、こちらが申請対象ということになりますけれどもそれらの、 |
| 0:41:41 | 整理として別表3として、この第5条の地盤のところの施設にその2の第1編のところにも、第1-1、 |
| 0:41:53 | 耐震補強ということで、こちら市野建屋が建設工認その2でしっかり申請をされていて、適合性の説明もその2の、 |
| 0:42:02 | 添付書類の理事の方で説明をされていて、関係する経産省としても方針書ですけども、こちらがしっかり作られていると、いうことを確認をされているというものになります。 |
| 0:42:15 | 同じく6条についても、こんな同様に |
| 0:42:19 | 地震の方ですけども、6条の方でも、その2の第1編のところ、建屋、それから24番、の方で言えば、焼却処理設備、こちらの耐震補強について、 |
| 0:42:31 | 申請がされていて、適合性の説明も炉心書を添付されているということを確認をして、これら実際の設工認申請書、申請したものとの対比を行って、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:42:43 | 漏れなく確認。 |
| 0:42:46 | 申請されているということの確認を行ったというものになって |
| 0:42:55 | A 以上はプロセスの説明になりまして、引き続き、資料の少しコマ詳細な説明ということでさせていただきたいと思います。規制庁カネコです。 |
| 0:43:10 | はい。今の参考資料のご説明で何か疑問点が、多分みんなあるんじゃないかと思うんで、ちょっと |
| 0:43:17 | 聞かせてもらっていいですか。 |
| 0:43:21 | 拝承しました。 |
| 0:44:17 | 戸田清と須川ですけども、34 ページの別、同 1 の見方をちょっと教えていただきたいんですけども、 |
| 0:44:26 | 第 4 条のところに言うと例えば、まず 1 のところと 24 のところと、次の B の建物のところの 3245、8687 と |
| 0:44:38 | 括弧がついていて、第 4 条のところにはこの括弧が一向に誤算 f o r 6、7、 |
| 0:44:45 | 八、九、10、11、11 個ですか、11 個芦田さん、242。 |
| 0:44:50 | 250 が 13 個あるんですかね、123IV、6、7、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:44:56 | 八、九十、11、12、13 で13個括弧があって、 |
| 0:45:02 | それが全部抜け漏れなく、 |
| 0:45:05 | 陰性化に行ってるかどうかですけども、 |
| 0:45:08 | そうすると、2-1、2-2号の、 |
| 0:45:12 | 5-1、8-1。 |
| 0:45:15 | 8-18-28-3。 |
| 0:45:18 | 六戸でしょ。4-16-29-59-9 だから、数 123567890 本、 |
| 0:45:25 | 10、13個8個があって、10個のところここう入ってて、これで全部 13%抜けてないかっていうのはこの1皿見て何か判断できるんでしょうか。 |
| 0:45:39 | はい処理場のヨコボリですけれども、 |
| 0:45:42 | こちらにつきましては、こちらで、 |
| 0:45:47 | まずこの整理をした上で別表2、2の方との整合にちょっとなってくるんですけども、 |
| 0:45:54 | 衛藤括弧がついているものを、番号のところの六条のところには別表2 の方で6条の1項に丸がついてましてそちらを、 |
| 0:46:04 | すべての会で申請をそれぞれしているという形になって、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:46:10 | おりますので、 |
| 0:46:12 | あと |
| 0:46:14 | とか、括弧書きでこの数はあるんですけども設備によってちょっとまとめて載せた同じ申請の中で申請しているものもあるんでありますので、 |
| 0:46:24 | 単純にこの括弧の数と奥野新生会がイコールというわけではないです。 |
| 0:46:31 | はい、わかりましたありがとうございます。 |
| 0:46:36 | 渡瀬チーム長。規制庁金子です。私の方から、 |
| 0:46:42 | 35 ページの別表 2 なんですけども、 |
| 0:46:47 | 黄色いハッチングと広井ハッチングじゃないところっていうのは、これ どういう違いがあるんでしたっけ。 |
| 0:46:55 | あ、はい。こちらですね、新規制基準対応で新たに追加になった情報と いうかですねそういったものは黄色くハッチングした情報 |
| 0:47:06 | 中で変わっているものですねそういったものについては、新規制対応の 中での情報として、変わってるのが黄色くハッチングをしているという 形になります。新規要求事項みたいなイメージになります。 |
| 0:47:19 | 田代橋の部分は従前の要求のままってことですね。 |
| 0:47:25 | はい、そうです。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:47:27 | はい。 |
| 0:47:29 | そうすると |
| 0:47:34 | P i O2 でサンプルとして出してもらってルーナンバー86 のセル排風機 自動消火設備については、要求自体は変わっていないんだけど、 |
| 0:47:47 | 何か申請対象になった後、 |
| 0:47:51 | というのは、 |
| 0:47:53 | 要求は変わってないのに、 |
| 0:47:57 | 何で今回、 |
| 0:47:58 | 戦線対象になったっていうご説明でしたっけ。 |
| 0:48:02 | あ、はい処理場ヨコボリですけれども、こちらにつきましては、もともとセル排風機の自動消火設備ということで、この自動消火設備を新たに設ける。 |
| 0:48:13 | ということで、別の条項も含めて、今回設工認の対象と施設の対象となっておりまして、その中で、この自動消火設備については、 |
| 0:48:25 | セル排風機自体をまず構成のボックスで覆うという設計をしておりますんで、その構成のボックス自体に、しっかり耐震性を求めるということでそこをしっかりと担保する必要があるということで、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:48:40 | ここについてはそのボックスについて6条の要求事項Cクラスの地震力に耐えるという形で、の設計とするということになりましたのでこちら6条、 |
| 0:48:54 | の小穴店長と丸をつけてですね申請の対象として、今回申請をしているというものになっております。これ、新設ですか。 |
| 0:49:05 | はい。セル排風機事業所開設が新設になります。 |
| 0:49:10 | わかりましたわかりました。既設だったら、 |
| 0:49:13 | なぜかなと思ったんですけども新設なので要求内容は変わってないけども、新設したんで、昔の要求内容に対応するんですかね、その必要はあるってことは了解了解、わかりました。C、 |
| 0:49:27 | 8Kとシブヤです。黄色ハッチと要求事項の黒丸が一致するのかなと思って見てたんですけど、11条のところは、 |
| 0:49:39 | 黒丸なしで黄色ハッチになってますけど、これはどうしてでしょうか。 |
| 0:49:45 | 丹羽。はい。 |
| 0:49:53 | うん。新規要求事項が、黒丸でパートナーでって、そのプログラムがつくと黄色ハッチなのかなと思ったんですけど、11条は何か黒丸がついてのは1ヶ所だけ違う。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:50:06 | だったということなのかなと思います。 |
| 0:50:14 | あ、はい処理場ヨコボリです。そうです。おっしゃる通り、この黒マルがついてるの新規要求事項となってまして、これ黄色く塗りつぶしているのは、 |
| 0:50:25 | その部分がこの黒丸だけだとちょっと資料全体としてわかりにくいという話が、あの当時小崎まして黄色く塗りつぶしてます。11条に関しましては、 |
| 0:50:37 | ちょっと最終的にちょっと確認させていただきたいというか、私の認識としては、 |
| 0:50:41 | 当時ですねこの11条がもともと |
| 0:50:45 | 内容ですね、ここが、中身は他の新規要求事項じゃないんですが、条項自体の番号が確かに変わっている。 |
| 0:50:56 | 多様な形で、その部分も、今回新規で黄色く塗りつぶしていたと考えております。ちょっと事実確認は後程させていただいて別途回答させていただく形でよろしいでしょうか。 |
| 0:51:10 | はい、じゃあ、調べてなかったら教えてください。はい。 |
| 0:51:19 | 多いです。そんなもんかなあ。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:51:33 | ご飯側はいかがですか。 |
| 0:51:47 | はい伊藤です。 |
| 0:51:49 | 一応ちょっとマニュアルためご質問なんですけど、 |
| 0:51:54 | もう、今の渋谷からあった黒丸ずっとそうじゃないものを、 |
| 0:52:01 | 区別をする上で、 |
| 0:52:04 | 多分差分があるのかどうかとか、実質的に要求が変わってるのかどうか っていうのを確認された上でまずこの黒マルを付けるかどうかを判断さ れていると思うんですけど。 |
| 0:52:15 | 素行、 |
| 0:52:18 | 等を処理場としてどう、 |
| 0:52:21 | どう処分を見て、丸をつけたのかっていうのを、 |
| 0:52:27 | 資料っていうのはあるんでしょうか。 |
| 0:52:34 | はい。 |
| 0:52:35 | はい処理場のヨコボリですけども、こちらでちょっと整理したのがで すね、大分前になってまして、ちょっとその辺の資料も含めて、確認を させていただきたいと思います。 |
| 0:52:52 | 規制庁井戸ですわかりましたよろしくお願いたします。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:53:02 | すいません。規制庁伊藤ですけれどももう1点。 |
| 0:53:07 | 先ほどの |
| 0:53:11 | 量、 |
| 0:53:13 | 1、 |
| 0:53:15 | 参考資料のところで、 |
| 0:53:18 | それが無いことの抽出と、 |
| 0:53:22 | お三方の説明で、別表1の三条の場合はこの建屋の建屋番号を打って いて、 |
| 0:53:32 | 見て、と後でを抽出、どういうふうに設備の抽出の仕方をしたのかまた ご説明いただくという、 |
| 0:53:41 | おそらく理解はしているんですけども、 |
| 0:53:44 | 例えば三条、 |
| 0:53:46 | 地盤というふうに市岡側の要求があって、 |
| 0:53:54 | 設計方針とした、関係する数とし、建屋ですかね、として、括弧1とか 3人とかって、 |
| 0:54:04 | 括弧1、3人とか、呼び方の母集団として、 |
| 0:54:08 | 設備を網羅したリストみたいなものあって、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:54:12 | それをつけてということなんですかね。 |
| 0:54:18 | はい処理場の小堀ですけどもそこはおっしゃる通りでして、この |
| 0:54:23 | Aというのは、第1廃棄物処理棟、Bというのが第2廃棄物処理棟とい うことで、第1廃棄物処理棟の一番が建屋になってまして。 |
| 0:54:33 | 2番以降第2廃棄物処理棟に設ける、許可で、 |
| 0:54:37 | 設計するとか設けるとかっていう方針で記載をしている。その設備機器 構築物、そういったものをすべてリストしているのが別表2になりま す。その別表に通し番号をずっと振っていきまして、 |
| 0:54:50 | 第1廃棄物処理棟が1から31までになって、32から第2廃棄物処理棟 のスタートということで第2廃棄物処理棟の建屋が32に今度なりま す。 |
| 0:55:00 | はい。いいたいのは |
| 0:55:03 | 1ページ目の説明だと別表1から入っているように見えたんだけど も、 |
| 0:55:09 | 0長にリストアップされている施設の番号別表1にも使っているので、 |
| 0:55:18 | もっと前提にあるものがあって別表1を作ったんだろうなという気がし たのでちょっとその点を確認したかったということです。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:55:28 | あ、はい。そこがおっしゃる通りです。前提一番の前提となっているのはもう許可、 |
| 0:55:34 | 方針である許可の記載を含み踏まえて、設備機器構築物の洗い出しをま ず行っておりますので、そういったことをやった上で、 |
| 0:55:45 | 実際には別表2とこの別表1というのはほぼ同じようなタイミングで、 |
| 0:55:52 | 作成の段階ではそのような形で行っております。 |
| 0:55:59 | 衛藤。はい。とりあえず |
| 0:56:03 | はい。また後で具体的な話を伺う中で確認したいと思います。ありがと うございます。 |
| 0:56:10 | 私からは以上です。 |
| 0:56:20 | を2度しました。 |
| 0:56:27 | うん。 |
| 0:56:28 | ちゃう。 |
| 0:56:30 | 規制庁金子です。 |
| 0:56:33 | の3本資料での議論はこの後ご説明いただく、具体的にどうやって作っ てるのかっていうところで、確認していきたいと思ってるんですけど も。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:56:46 | 219-21 ページ目にある作業等今伊藤からもありましたけど、 |
| 0:56:53 | どうしてもこの内容が理解できなくて、 |
| 0:56:56 | 一番最初に別表 2 を作る。 |
| 0:56:59 | で、 |
| 0:57:01 | ていうことなのか、ちょっとその作業の名が例をもう一度ご説明いた だ けませんでしょうか。 |
| 0:57:11 | はい処理場の横堀です。衛藤。 |
| 0:57:14 | 承知しました。土佐、はい衛藤。 |
| 0:57:19 | 先ほど流れとしましては、 |
| 0:57:27 | はい処理場のヨコボリすけどすいません、衛藤作業の流れですけれど も、こちらの 1 ページにお示ししているのは、あくまで確認のプロセス ということでお示ししてしまったのでちょっと作業の流れが、 |
| 0:57:39 | もともとのこの資料作成のですね、流れがちょっと抜けてまして申し訳 ありません。流れとしましては、 |
| 0:57:49 | まず、下、まずとかですね所管省の設備機器構築物、そういったものを すべて洗い出してまず、許可官署を表にしたのが、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:58:03 | まず先に別表にも、実際のプロセスとしては、作成のプロセスとして行っております。別表 2 を作って、設備機器の洗い出しと、 |
| 0:58:14 | それらに対する適合情報の技術基準適合性の確認ということでまず別表 2 の整理を先に進めておりまして、そのあとに、今度ダーンとのを関係で別表 1 の資料 1 の不正を、 |
| 0:58:33 | 当時はしております。その別表 1 の方で許可後の今度許可基準規則への適合性ということで、どの施設のどの設備機器がどの条項に該当するかということで評価基準規則上の |
| 0:58:46 | 要求とそれから許可書の我々の設計方針、そういったところで、設備の別表に抽出した設備機器の |
| 0:58:57 | 番号を別表 1 に当て込んで、それぞれ確認をしていっているという、そういう作成の段階はそういうプロセスになっております。 |
| 0:59:08 | すいませんちょっと中よく聞こえなかったんですけども、そういうプロセスになっています。 |
| 0:59:18 | はい、規制庁カネコですと躊躇っ等音声乱了たので、 |
| 0:59:23 | 中で説明あったかもしれませんが、一番最初に別表 2 を作るにあたって、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:59:29 | 対象となる設備を建屋ごとにリストアップしていったのがまず一つ、 一番最初にあると思うんです。そのあと、 |
| 0:59:40 | 賠償の適合対象条文がどれであるかっていうのは、これわあ、 |
| 0:59:50 | 設置許可なり、設工認なりの不根井申請書に書かれて、認可された内容を 転記してるっていいことですか。 |
| 1:00:11 | 処理場モリです。すいません。ちょっと今音声がちよっと聞き取りにく くなってしまいました大変申し訳ありませんがもう一度、 |
| 1:00:22 | お願いできますなんかちょっと炙っ聞こえてしまうような形になってすみ ません。 |
| 1:00:26 | はい、わかりましたちょっとゆっくり目に離しますね、規制庁カネコで す。作業の順番としてまず最初に別表2を作り、その一番最初の作業 工程として、 |
| 1:00:39 | 設置許可申請書に出てくる設備をリストアップするというのはまず最初 にしているということがわかりました。次に、それぞれの施設が、 |
| 1:00:51 | どの条文に適合する必要があるかというものについては、 |
| 1:00:58 | 申請書を |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:01:01 | などを、認可もしくは許可されたものを転記しているということによろしいでしょうか。 |
| 1:01:16 | はい処理場のヨコボリです。今の転記しているところろうは、技術基準規則への適合性の |
| 1:01:27 | 整理のところということによろしいでしょうか。 |
| 1:01:30 | 成長カネコです別表2についてはそういうことになりますね。 |
| 1:01:36 | はい。別表2に関しましては、 |
| 1:01:40 | そうですね括弧、機器認可とかですねもともと既設の設備等は過去に認可を受けている設工認、そういったところの中身も確認をしまして、 |
| 1:01:52 | それぞれすでにそこに認可をいただいている。そういったものをについては、 |
| 1:01:58 | 別表2の方では三角であったり、二重マルで整理をさせさせていただいて、今回新規規制基準対応の中で新たな許可いただいた許可に対して、 |
| 1:02:11 | 洗い出した設備機器の中で新たに追加をしたものであったり、新たな情報に対して、まだ認可がいただけてないというか、当然既認可ではないもの。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:02:21 | そういったものについては、丸を付ける形で整理をしております。 |
| 1:02:29 | 成長カネコです。 |
| 1:02:30 | 確認です。この整理表を作る段階で、適合条文を判断しているわけではないということでもいいですか。ただし、 |
| 1:02:41 | これから申請するものは除いてなんですけど、 |
| 1:02:46 | 既認可もしくは認可済みのものについては、適合対照条文は、認可された内容をそのまま転記しているだけですねという質問です。 |
| 1:02:59 | はい処理場ヨコボリですけどそこはその通りです。はい。 |
| 1:03:05 | 再確認ですけど、 |
| 1:03:09 | 適合性の説明をしている、例えば何だろうな。 |
| 1:03:15 | 8、この別表2のNo.86の自動消火設備については、 |
| 1:03:23 | 第6条の第1項が適合対象である。 |
| 1:03:27 | というふうに、 |
| 1:03:30 | 新佐瀬審査説明資料の中で、 |
| 1:03:33 | もしくは申請審査申請書か、申請書にその旨記載がありますね。 |
| 1:03:47 | はい処理場のヨコボリです。こちらの、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:03:51 | 自動消火設備のところにつきましては、はい申請書の方で、適合条文の中で6条を示して説明をしております。 |
| 1:04:02 | わかりました。それでは自動消火設備以外の既認可のものについても、なぜ、例えば第6条2、2マルをつけているのかということに対しては、過去の審査の過程で第6条が適合対象であるというふうな説明があってそういうエビデンスがあるというそういう理解でよろしいですね。 |
| 1:04:23 | はい。その通りでございます。はい、わかりましたありがとうございます。そうすると、継承カネコです。丸さんカクウは、その意味合いは置いといて、 |
| 1:04:38 | 設備ごとの、この○×三角みたいなのは、転記してるからその本当にその判断はしてないでそのまま写してるだけなんだな。 |
| 1:04:48 | はい、わかりました。 |
| 1:04:52 | あとは、 |
| 1:04:57 | 設備の下にあるルーものは、施設購入を提出した対象の |
| 1:05:04 | 場所が書いてあるだけであって、 |
| 1:05:07 | 次は、 |
| 1:05:11 | これは、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:05:15 | そう。 |
| 1:05:23 | 基準前にすでに設工認申請済み、Tポート、 |
| 1:05:32 | 規制庁カネコです。別表2脳、上から2番目の新規性基準。 |
| 1:05:38 | 前にすでに設工認済みのものっていうのは、どういったものになりますか。 |
| 1:05:50 | はい規制庁、原子力機構の横堀ですけどもこちらの新規制基準前にすでに設工認新設実のものというものは、 |
| 1:06:01 | これすでに認可を当時もいただいているものになってます。 |
| 1:06:16 | 宇部人、西湘カネコとすでに認可がもらっていて、新たに申請しなくていいものっていうのは、イコール、 |
| 1:06:25 | 要求の内容が変わっていないものということになりますか、規制庁カネコでした。 |
| 1:06:34 | 処理場ヨコボリですけども、そうですね基本的には要求が変わってない、もしくは、 |
| 1:06:42 | 過去の水野地震とかですね、そういった当時から認可をいただいた当時、このビジネスプランの要求に言いなさいというかですね、大きな |
| 1:06:53 | 変更がないものですでに認可をいただいているというふうに、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:07:04 | すみません、音声がみたいなので確認です。要求が変わっていないもしくは指針が変わっていないという説明ありましたが、その指針が変わっていないというご説明は、 |
| 1:07:17 | どういう趣旨で説明されたのでしょうか。 |
| 1:07:24 | あ、すみません処理がヨコボリですけども指針が変わってないとかって いうよりかはその紙シーンの当時のその方針ですねその要求事項と、新たな技術基準の要求事項は、人数、 |
| 1:07:37 | 大中吉井さんの方に差異がないというかですねその変化がないという そういうことになります。 |
| 1:08:17 | すみません、今ちょっと音声が見られてしまってますね、よくわからなかったすみません指針のところもう一度ご説明いただけますか。 |
| 1:08:26 | はい処理場のヨコボリですけども、指針当時の水野椎野、方針、要求 事項、応答現行の技術基準の予定の審査工事等の立法を、変更の日以降、 |
| 1:08:45 | 機器、そこに差異がないという、そういった観点で見えております。 |
| 1:08:53 | 結局要求内容が変わっていないという、大きく言えばそういうことですね。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:09:00 | はい、おっしゃる通りです。 |
| 1:09:02 | はいわかりました。その次の欄は、 |
| 1:09:08 | 既設か新設か改造かってことか。 |
| 1:09:15 | 放射線は該当なしっていう意味でよろしいんですよね。 |
| 1:09:22 | はい者1人の江森ですけどし、 |
| 1:09:25 | 写真は、代表なしというものになります。 |
| 1:09:31 | はい。それと同じ別表2で、上の方に番号じゃなくて欠番って書いてあるんですけど、これ欠番ってどういう意味でしょうか。 |
| 1:09:43 | ハイショウヨコボリですけども、こちらの作成当時は通し番号を振っていたものになりますけれども、こちらのいただく通りのアスファルト固化装置、こちらを設備を使用停止としましたので、 |
| 1:09:57 | こちらについては結論という形で整理を改めてしているものになります。 |
| 1:10:06 | 当施設を使用停止したので、もともとはあったんだけど、申請する必要がなくなったってそういうことですか。 |
| 1:10:20 | はい、おっしゃる通りです。 |
| 1:10:41 | こういった結果、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:10:45 | わかりました。こんなものとはとりあえず、 |
| 1:10:51 | 慎重シマムラですけれども、す。明日ちょっと先今野、水野地震の話に戻るんですけど、水野出身ってできたのが平成の3年頃、 |
| 1:11:05 | だったと思うんですけど、それ以前に設置されてる設備、 |
| 1:11:12 | については、何かその設置した当時の、何 |
| 1:11:18 | 規則があるのか、何か指針があるのかよくわかんないんですけど、それとも、 |
| 1:11:25 | 要求内容が変わってない。 |
| 1:11:28 | という理解でよろしいですか。 |
| 1:12:02 | 発起人。 |
| 1:12:08 | 処理場ヨコボリすみません、遅くなりました。衛藤。 |
| 1:12:13 | かなり古い施設の処理場ございますけれども、そちらもですねちょっと今すぐ規則、基準の名前がちょっと出てこなくて申し訳ないんですけども、当時の規則に、 |
| 1:12:26 | 則ってというかですねそういう要求事項に対しての設工認で申請して認可を当時もいただいておりますので、 |
| 1:12:33 | そういったものとの確認も |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:12:36 | 来て、要求事項変更がないということになります。 |
| 1:12:55 | 一本、 |
| 1:12:57 | 規制庁カネコです。別表2の見方はわかりました。それでこれで |
| 1:13:06 | こっちとか申請書から中止すると設備ごとに対象条文を整理しました。 |
| 1:13:14 | 各所施設が、第何条適合対象かは整理できました。それで、次に、 |
| 1:13:21 | 別表1を作る。 |
| 1:13:23 | てるんでしたっけ。 |
| 1:13:28 | はい。作成のプロセスとしては、そのようになっております。 |
| 1:13:33 | 発表1でやっている作業は、 |
| 1:13:37 | 後段での対応0ってものの、これ、この後段での対応が不要なものって いうのは、 |
| 1:13:48 | 別紙、表1にわあ、 |
| 1:13:52 | 出てきます。 |
| 1:13:54 | そもそもそういうものは、表に載っけてないのかしら。 |
| 1:14:00 | 処理がヨコボリですけども、はい側溝はですね基本的に巨カー一下から別 表2も作成して、もともと作成しておりました、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:14:11 | 別表 1 は許可基準規則に対して、我々処理場の許可書の設計講師、そういったところを、 |
| 1:14:21 | 抽出してそれに対して設備機器を当て込んでいるという形になりますので、基本的に該当するものがすべてここに入っているというものになります。 |
| 1:14:35 | うん。すいません質問は、後段での対応のところに丸が入らないっていうことはその理論上あり得るんじゃないかなと思うんですけど評価だけで終わりとかね。 |
| 1:14:49 | 今回この別表 1 の中で、 |
| 1:14:53 | 後段での対応に丸がないなんていうのはありますか。 |
| 1:15:04 | ですか。はい処理場のヨコボリです。衛藤丸がないものもあります全く該当しない斜線になってしまっているもの、ところもございしますが、 |
| 1:15:16 | 基本的には設備機器の方の方ですね、設工認申請かもしくは保安器系、どちらかで対応するというこんな対応するということでどちらかに丸がついてまして。 |
| 1:15:29 | D 評価。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:15:31 | 2を行うものについては、こちら設工認申請の中の右側の方新生会の左隣に、評価という欄がありますその評価に該当するものは評価の方にも丸がつくということで、 |
| 1:15:47 | 全くの本設備の何か設備対応だったり、が不要なものというのは、スタッフイングになってますので基本は全部丸がついているというものになっております。 |
| 1:16:03 | 規制庁金子です。斜線の意味なんですけど、そこは |
| 1:16:10 | 関係がないって意味であって、0ではないって意味ではないよ うな気がするんですけど。 |
| 1:16:19 | 要は設置許可での評価のみが必要であって、それを踏まえた、設工認及び保安規定がないものっていうのが現実にはあるんじゃないかと思うんですが、そういうものはありますか。 |
| 1:17:22 | はい。 |
| 1:17:24 | 処理場のヨコボリです。 |
| 1:17:28 | そうですねこちらの方で、斜線にしてるのはこれ斜線の方で該当しない としてるもの。 |
| 1:17:36 | もろもろ事情もがありまして、そもそも |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:17:41 | 該当しないというものもあれば、行きたいと答えによって要求時刻となっているそれも該当する市内が分かれています、 |
| 1:17:50 | 基本的に抽出している設備機器については、 |
| 1:17:56 | 設工認または保安規定での、 |
| 1:18:00 | 対応をするということで整理を行っております。 |
| 1:18:13 | ふうん。 |
| 1:18:22 | 規制庁金子です。ちょっと今ひとつ伝わってないみたいなんですけど、後段での対応が必要かどうかというのは、別表2からさかのぼってるからすべて丸がつくということですか。 |
| 1:18:39 | はいおっしゃる通りです。なるほど。わかりました。 |
| 1:18:46 | 別表になっておまして。うん。それを別紙の方にも落とし込んでるという形になってます。基本は0なんですね、了解了解わかりました。 |
| 1:18:57 | で、 |
| 1:19:01 | 後は番号に括弧がついているものについてないものがある、 |
| 1:19:06 | これは意味合いは、新規制基準対応に基づく設工認申請対象が括弧つきなんですって言うんですけど、この括弧つきと括弧なしっていうのはこれ、どういう |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:19:18 | 誰がどういうふうに判断したでしょと申請書に何か、その旨記載があるんでしょうか。 |
| 1:19:28 | はい。処理場のヨコボリですけれども、こちらはですね、戸部、もう先ほどの別表2の方とかで、整理をする。 |
| 1:19:39 | 際に、既認可要求事項に変更がなかったり、そういったもので認可を受けている施設、については既認可という判断をしております、 |
| 1:19:51 | それ以外のものは新たに申請が必要ということでバックをつけていくということで、整理をしております。 |
| 1:19:59 | そうすると別表2でどういう記載になってるものが括弧がつくんでしたっけ。 |
| 1:20:11 | はい処理場ヨコボリです別表2の方で、 |
| 1:20:16 | 今ちょっとお示ししておりますがこの新規制基準対応としての設工認申請の欄ですね、こちらでありとなっていて、旧の |
| 1:20:29 | 実施とか先ほどの場合で、 |
| 1:20:41 | 対象があるという整理になってますので、こういったものについては、計画をつけるということで購入86番の方であれば第2廃棄物処理棟のところがあるという整理、こういったものについては、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:20:53 | そういった整理になっております。 |
| 1:20:59 | 成相カネコです。この有野4の1っていうのは、下の適合状況のところにマルがついてるから申請された区分けであって正確に言うと、各条文のところに丸、 |
| 1:21:11 | ないし三角がついているものは、括弧つき、 |
| 1:21:15 | というふうになるという理解でいいですか。 |
| 1:21:20 | 終了ヨコボリですけども、技術基準のところの丸がついても、 |
| 1:21:29 | ああそうか0か、だから、その別表2で丸がついてるものについては括弧づきっていうそういう理解でいいですね。 |
| 1:21:38 | はい。 |
| 1:21:40 | はい、その通りです。 |
| 1:21:42 | はい。参画については、 |
| 1:21:46 | 括弧なし。 |
| 1:21:49 | 参画についてははい、既認可ということで判断をしておりますので、こちら括弧なしになっております。 |
| 1:21:58 | はい。 |
| 1:22:00 | ちょっと括弧な強いわあこの別表2では三角。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:22:05 | だけ。 |
| 1:22:07 | 他の印もあります。 |
| 1:22:09 | はい処理場ヨコボリですけども、3角の補カーに20まで乏しいという整理をしているものがありますけれども、そちらについても要求事項に変化がないものを変更がない。そういった観点から、 |
| 1:22:27 | あとは過去の設工認で申請をする人していて認可を終えていただくというので、そういったものについては、 |
| 1:22:34 | 既認可という扱い設購入新規の設備は不要ということで整理をしておりますので、あくまで角がついてるのは0。 |
| 1:22:43 | のみが確保をつけておりましてそちらが申請対象で、新たに設工認申請をしているという整理になっております。はい、わかりました。ありがとうございます。 |
| 1:22:54 | か、こ付でこういうふうにするのかな。はい。 |
| 1:23:00 | 8000 |
| 1:23:05 | ここ、 |
| 1:23:09 | 参考資料の一番最後の(3)の設工認申請漏れがないことの確認っていうところなんですけど。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:23:17 | これは |
| 1:23:22 | 申請していることは確認できたけど、ちゃん等、申請書類の中身が適切かどうかというのを確認してるっていう、そういう理解でいいですか。 |
| 1:23:37 | はい処理場ヨコボリです。 |
| 1:23:40 | そうですねここはすでに申請したものを、も含めましても含めてとかそういうものが、 |
| 1:23:48 | しっかり、どの、設工認で申請をされているかそれから適合性の説明として添付書類等がしっかりつけられているか。 |
| 1:23:57 | あと耐震であれば、計算書は不要ですけども、Cクラスなのでただ方針書をそういったものが添付されているかということ、 |
| 1:24:05 | 申請した設工認申請書の確認をして、 |
| 1:24:11 | これ、高久海上も問題なしということで確認したものになっております。 |
| 1:24:17 | はい、わかりました。 |
| 1:24:21 | 私からは以上です。 |
| 1:24:23 | 皆さん、適宜、ご確認をお願いします。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:24:32 | 院長嶋村さんの1点、 |
| 1:24:36 | Aと、23年前にこの別表2とか、別表1、 |
| 1:24:44 | を作って、 |
| 1:24:45 | してるんですけども、 |
| 1:24:48 | 今回この別表1には、 |
| 1:24:54 | 今回漏れチェックをするにあたって再確認っていうんですかね。それ、 この別表1と別表2自体の再確認というのはされてるんですか。 |
| 1:25:08 | はい処理場ヨコボリです。 |
| 1:25:10 | はい、おっしゃる通りで、別表1別表2については、今回の漏れ確認の プロセスの過程において再確認を行っております。 |
| 1:25:20 | ただアスファルト固化を推進に伴って欠番に変更したものであるとか、 先ほどご説明したセル排風機の自動消火設備のように、 |
| 1:25:30 | それ以降にですね、申請のしご審議いただいたり審査会合等でのコメン ト等も踏まえて、 |
| 1:25:37 | 9我々としてもしっかり見直しを図ってこれは新たに設工認申請が必要 だというふうな、適合させる情報であるということで判断したもの等 も、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:25:47 | 修正を行ったりしておりますので、そういった観点でも、このモリ確認のプロセスでチェックを行っております。 |
| 1:25:55 | はい、ありがとうございます。 |
| 1:26:12 | 若菜赤沢さん何か、参考資料の説明について何かありますか。 |
| 1:26:22 | はい。衛藤規制庁イトウです。衛藤。 |
| 1:26:25 | 説明。 |
| 1:26:27 | 例えば別表2のところ、基準適合性をどう判断し、申請対象設備がどうかを判断するために、 |
| 1:26:38 | 基準の内容に照らして来個々の設備が0なのか三角なのかバツかとか、 |
| 1:26:46 | なのかっていうのを、 |
| 1:26:48 | こういう流れで判断しましたっていうのは、いきなり表で見せられるからちょっとわかりづらいのかなという気はしていて、考えてたら多分フローチャートみたいに整理をできるんじゃないかなと思うのですがちょっと1枚そういうものを、 |
| 1:27:04 | 整理いただくと |
| 1:27:07 | お考え流れを説明しやすいのかなと思うんですがいかがでしょうか。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:27:15 | はい長横堀です。承知いたしました。今いただいたフローチャートですね考え方のPANDAのフローチャートみたいな形でのというのをお示しすることができるかと思しますので、 |
| 1:27:28 | ちょっとそういったところも資料として作成をさせていただきたいと思えます。 |
| 1:27:35 | そうですね |
| 1:27:38 | 新規要求事項なのか否かとか、新設なのか、既設なのかとか新設の場合は、 |
| 1:27:48 | 基本的には丸がつくって言ったと思うんですけども、でき民間の場合は、 |
| 1:27:59 | 新規要求事項或いはその余既存要求なんだけど、要求が強化されているものは0であって、岩級に変更がないものは三角であって、 |
| 1:28:09 | そもそも対象条文でないものは、バスとか、 |
| 1:28:13 | 説明条文の場合は関係がないからバーであれば、多分そういうことだと思うんですけども、 |
| 1:28:20 | はいちょっと整理をいただければと思ってます。はい。 |
| 1:28:25 | はい小ヨコボリで承知いたしました。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:28:31 | 吉浦ですけども、ちょっとついでになるんですけども説明資料を作ると いう話があったので、 |
| 1:28:37 | 審査会合ですけども、基本はやっぱりパワーポイントで説明をし、代表 例等にしてP o w e r P o i n tで説明をしていただいて、 |
| 1:28:48 | 例えば全体的な情報はこちらの方の資料にありますという感じで説明し ていただきたいんですけども、可能でしょうか。 |
| 1:29:00 | はい小横堀です。はい、承知いたしました代表な形でちょっと資料が細 かいので、パワーポイントを落とす際にちょっと注意しながらですね、 わかるような、 |
| 1:29:13 | 形でちょっと代表例という形でパワーポイントに地図、資料の方を準備 したいと思います。その中で |
| 1:29:20 | 判断したプロセス今のフローチャートのようなものも、 |
| 1:29:23 | 資料のプロセスに含めて、説明資料を整理したいと思います。 |
| 1:29:31 | よろしくお願いいたします。 |
| 1:29:46 | 中澤さんは何かないですか。 |
| 1:29:50 | はい、中澤です。そうです。 |
| 1:29:55 | 私からは特にすいません大丈夫です。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:30:20 | うん。はい。参考資料の説明、ここで一旦、お止めしてましたけどもじや続きをお願いします。 |
| 1:30:36 | はい処理場のヨコボリです。 |
| 1:30:39 | それでは資料の別表についての少し詳細なご説明ということで、 |
| 1:30:47 | 町場 |
| 1:30:49 | 概ねですね今のやりとりの中で、ある程度その資料のつくり方はご説明をさせていただきます。 |
| 1:31:01 | あと詳細なところ、 |
| 1:31:04 | ちょっと説明がちょっとすいません、こういったイメージの関係で説明すればよろしいですか。 |
| 1:31:10 | じゃあ、1枚紙で、記号についてのご説明すると219-3の資料いただいたと思いますけど清の説明を改めてお願いします。 |
| 1:31:24 | 拝承ヨコボリ承知いたしました。それでは資料処理上219-3ということで、こちら先ほどご説明した資料処理場219-2の別表の2です。こちらの整理表の |
| 1:31:38 | 凡例の補足ということで、資料を用意しておりますので、こちらご説明をさせていただきます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:31:47 | 処理場に関しまして施設が多岐にわたっておりまして適合性確認を進めるにあたって、以下のような分類分けをして、整理をしております。 |
| 1:32:00 | この中で0というのは先ほどご説明している通り、まとう過剰要求事項適合すべき設備ということで、適合性の説明を要する設工認申請が、 |
| 1:32:10 | 必要というふうに整理をしたものになっております。 |
| 1:32:13 | その他に二重マルの方が新規要求事項ではありますけれども、過去の設工認等で要求事項を満たしている、そういったものになっております。 |
| 1:32:25 | それから少しですね、ホシについては、新たに追加になった状況ではございませんが、 |
| 1:32:32 | 要求事項に設備から変更がなく、また既設をそのまま使用するというところで適合性の説明は不要ということで整理をしたものになってます。 |
| 1:32:43 | 参画については、当該条項の要求事項を適合すべき設備であるが、 |
| 1:32:49 | 要求事項自体、 |
| 1:32:51 | そもそも変更がない、新規制で新規要求になったものではないということで既設をそのまま使用するというところで、 |
| 1:32:58 | 三角をつけていると、説明を不要ということで整理をしているということもなくなってございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:33:04 | このちょっとわかりにくい二重丸につきましては、 |
| 1:33:08 | 認可をいただいている構築物、系統機器、ということでこれは非認可のところを新規要求事項に対して、過去に設工認いただいている申請書において、 |
| 1:33:20 | この要求事項を満足する内容が含まれているため設工認申請は不要ということで整理をかけたものになっております。 |
| 1:33:27 | 1例でこれ挙げておりますけども、例えば、今の県の技術基準規則、こちらの、 |
| 1:33:34 | 第36条、保管廃棄施設日のところですね、こちらの2号のところ、 |
| 1:33:41 | 放射性物質が漏えいしがたい構造であるということが要求事項と、新規の要求事項に入っておりますけれども、過去に、 |
| 1:33:50 | 認可をいただいて施工にこれ建屋式と伴地下ピット式の保管廃棄施設両方をちょっと示しておりますけども、 |
| 1:33:57 | これは税金コンクリート製でのエネルであれば好かピット構造を、上部に遮へい豚、学校生の蓋を設けることにより深くして、漏えいしがたい構造ということになっておりますこういったものが、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:34:12 | こちら認可番号と認可日を記載しておりますけども、過去の設工認で、 明確になっているものを、駆け足の方も同様でございます。こういった ものについては、 |
| 1:34:23 | 新たな設工認は要求事項を満足していて、これは読み取れるということ で不要ということで、 |
| 1:34:29 | 判断をして、整理をかけているというものになっております。 |
| 1:34:34 | 続いて星印につきましては、新規要求事項として追加になった情報では ございますけれども、内容が水色の安全設計審査指針、 |
| 1:34:46 | こういったものを要求事項をからですね、趣旨も含めて変更がない。ち よっとした言い回しが変わっているところございますけども、 |
| 1:34:54 | 中身に変更はなく、構築物、系統機器についてもそのまま使用する、そ ういったものについては、実質的に変更となるものをではないことから 新たな設工認申請は不要ということで整理をかけた。 |
| 1:35:07 | でいるというものになっております。 |
| 1:35:10 | 1例でお示ししますと技術基準の例えば第35条の第7号で散逸しがたい ものをということが要求事項で新たに入っておりますけれども、 |
| 1:35:20 | こちらは水野の安全設計審査指針の指針の45、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:35:26 | こちらの中に、 |
| 1:35:27 | 同様にですね処理過程における放射性物の散逸等の防止を考慮した設計であることということが、 |
| 1:35:34 | 要求事項として挙げまして、こういった形で差異がないとかあまり内容に変わりがないものについては、星印として設工認、新たな申請は不要ということで整理をさせていただいているものになってございます。 |
| 1:35:48 | こちらの資料の説明は以上になります。 |
| 1:35:51 | 規制庁渋谷です。ありがとうございました。 |
| 1:35:54 | ホシの方は何かあれですねむしろ水炉の指針の方が、 |
| 1:35:59 | 逆に詳しく壊れてるような感じをちょっと受けます。 |
| 1:36:05 | 20 すいません二重丸の方なんですけれども、この漏えいしがたい構造っていうのは例えば、当時は要求事項ではなかったけれども自主的にそのような構造にプラスアルファとしてされていたという理解でよろしいでしょうか。 |
| 1:36:25 | 処理場のヨコボリですけどはい。おっしゃる通りでして、情報としての要求事項ということではないんですけれども当然その漏えいしがたい構 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| | 造ということで、過去の設工認でも、認可をいただいているというものになっております。 |
| 1:36:41 | 規制庁芝ですけど、この漏えいしがたい構造であるっていうことを、そうなるってことを確かめるための例えば漏えい試験とか検査とか、そういうものは行われているのでしょうか。 |
| 1:37:03 | え。 |
| 1:37:05 | ピットと一緒にヨコボリですけども、こちらピット通し機能保管廃棄施設であったり、建屋式のものであるということで漏えいしがたい。 |
| 1:37:17 | ということの試験までは行ってはないんですけども、当然鉄筋コンクリート製ということでそういった構造であるということ、 |
| 1:37:28 | の設工認認可をいただいているというそういったものになっております。 |
| 1:37:40 | 政庁カネコです。 |
| 1:37:43 | 根井、当時の要求事項でなかったので、 |
| 1:37:48 | たまたま申請書に書いてあるから、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:37:51 | というだけでね、当時、要求事項がないってことは、その観点から審査してないんじゃないかと思っていて、二重丸の主張は認められないんじゃないかって思ってしまうんですけど。 |
| 1:38:05 | これ2、2、3年前に、N－S脳審査も例の観点で整理してるんで、この二重丸が、そのJ Aの主張が妥当であるっていうのを、皆さん多分納得してるはずなんですよね。 |
| 1:38:18 | そん時の考え語ってないんですか。 |
| 1:38:30 | はい処理場のヨコボリです。措置、その当時のちょっと整理ですね、こちらのNSRRが |
| 1:38:39 | そのあと3号炉とかも含めて、同様に整理をかけておりますので、 |
| 1:38:47 | すいませんちょっともう一度機構との中でも、考え方当時のですねことも含めてちょっと確認をさせてください。 |
| 1:38:57 | そうですね。関心は、1件認められないですよ。なぜならば、申請書にたまたま書いてあっただけでしょ。 |
| 1:39:06 | 要求事項として審査を受けてないじゃん。検査もやってないしね。 |
| 1:39:10 | なので困難、絶対認められないっていうふうな感触です。 |
| 1:39:16 | でも当時は |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:39:20 | なんでしょうねカンシヨ食うを払うか5時解釈がされているはずなので、そこの説明をですね、ちゃんとしてもらうようにお願いします。 |
| 1:39:34 | 廃通知いたしました。 |
| 1:39:37 | 検討する場合がありますけども、この二重丸がどこにあるかってみますと、第5条と、17条と、36条で、多分出てきてると思うんですけども、今、 |
| 1:39:50 | 今の資料の1ページに、年に36条の例を示していただいているんですけども、ちょっと5条と十七条の例もそれぞれ一つで構わないので、 |
| 1:40:01 | ちょっと示していただけるとちょっとどういうものなのかなというのはわかると思うのでよろしくお願いします。 |
| 1:40:11 | はい。承知しました20万の清梨衣、のところの記載を確認をもって、 |
| 1:40:20 | 見直すとともに、言いつつ、深野該当条項ニジュウマル情報についても、治療を示すということで承知いたしました。 |
| 1:40:39 | ちょっと相談しますんで待ってください。 |
| 1:42:07 | 規制庁金子ですすみません先ほどのご説明、もう一度ご説明いただいたところがあるんですけど、 |
| 1:42:14 | 水炉の指針の変更と、設工認申請の有無の関係なんですが、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:42:20 | 私の理解だとう指針は基本的に、設置許可のほうには強く関連があるんですけど、 |
| 1:42:28 | 設工認とは、ダイレクトに関係していないんじゃないか間違ったら、そう言ってくださいねじゃないかなと思っていて、 |
| 1:42:36 | 未曾有親王指針が変わっていないので、設工認、出さなくていいんですけど、今ひとつ繋がらないんですけども、当時は、やはり設工認についても、技術基準、 |
| 1:42:48 | があって、その技術基準が変わってないので設工認申請不要これはわかるんです。 |
| 1:42:55 | 水野指針に変更がないので設工認申請不要というロジック府これについてもう一度説明いただけますか。 |
| 1:43:06 | はい処理場のヨコボリです。今おっしゃられた通り、水野式の安全設計審査指針、こちらは確か許可に、 |
| 1:43:16 | より基づいているとか紐づいているという形で、我々も認識しておりますが当然挙カーがあってその中で設工認申請ということで、 |
| 1:43:27 | 考えておりましてそちらの要求事項をと、技術基準上の変更が、 |
| 1:43:33 | 今、資料作成段階ではそのような整理をして、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:43:37 | 作成しましたけれども改めて、 |
| 1:43:40 | 技術基準の当時のですね、基準の規則、そういったところからの変更という観点も含めて、もう一度ちょっと確認はしてみたいと思います。 |
| 1:43:52 | はい、わかりました。水越委員からの変更がないという理由という理由で、申請不要としているのは判例でいうと、 |
| 1:44:03 | どれでしたっけ。ホシでしたっけ三角でしたっけ。 |
| 1:44:09 | 石坂栗栖こちらホシになります。 |
| 1:44:12 | 押しについては、技術基準に変更がないもしくは水炉心に変更がないなどで、こちらの中には一部指針に変更がないことをもって、 |
| 1:44:23 | 不不要と判断しているものがあるので、もう1回確認するとそういう理解でいいですか。 |
| 1:44:31 | はい。処理場ヨコボリですはい。おっしゃる通りです。はい。それもお願いします。 |
| 1:44:39 | ちょっとお待ちください。 |
| 1:46:17 | 規制庁金子です今判例の欲しいのところなんですけど。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:46:21 | 確認ですけど、この新たに追加になった条項であるが要求事項に施設時からの変更がないってこあい矛盾したことを置いているように見えるんですけど。 |
| 1:46:34 | 新たに追加になったんだったら、 |
| 1:46:36 | うん。 |
| 1:46:37 | 要求事項はなかったから、変更がないなんて有り得ないんじゃないかと思うところ意味することをもう一度教えてもらえますか。 |
| 1:46:52 | あ、はい藤処理場の横堀です。 |
| 1:46:56 | えっとですねこちらの、この |
| 1:47:01 | は、例で示したところにあります通りこの、例えば、技術基準の 35 条の第 7 号については、1 項 7 号については、今回新規要求事項として、技術基準規則の方に新たに追加になった条項という形になっておりますが、 |
| 1:47:20 | 水野氏の方でも、 |
| 1:47:23 | この散逸防止ポール設計ということで、同様のというか内容に差異がない、要求が、 |
| 1:47:32 | あると、ということで、こういったものについて |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:47:36 | 水野 490%施設時から変更がないという粗相そういった、すみません意味合いでこちら記載をしております。 |
| 1:47:44 | はい、了解ですわかりました。 |
| 1:48:50 | 発生年ぐらいですけども、今、金子の方から水炉指針は設工認よりは、許可段階の |
| 1:48:59 | 指針ではないかというお話もありましたのでちょっとその辺を含めて、今回は仲介分割システムの最終回ってということで、まだここで回収すれば、 |
| 1:49:12 | 抜け漏れは堰という状況でもありますので、その辺を含めて、 |
| 1:49:19 | 確認を進めていただければと思います。 |
| 1:49:25 | あと、規制庁側から伊藤さん何かありますでしょうか。 |
| 1:49:30 | 配当です。 |
| 1:49:32 | 衛藤。 |
| 1:49:34 | 一応確認をしたいのですが、別表2の例えば11ページ。 |
| 1:49:40 | ページの下にある凡例があると思うんですけども、 |
| 1:49:53 | はい。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:49:55 | ありますね。はい。この下から2番目で、三角の説明なんですけれども、 |
| 1:50:04 | 要求事項の変更がないということがまず説明としてはあって、そこには |
| 1:50:13 | 異論はないと思ってるんですが過去もしくは9日位の申請で説明するため、 |
| 1:50:20 | ていうことで、 |
| 1:50:22 | 分割申請の9分の9以外の申請。 |
| 1:50:26 | で、処分を受けてるものは、三角になっているっていうことなんですか。 |
| 1:50:41 | あ、はい処理場のヨコボリです。こちらですね、当時 |
| 1:50:48 | 処理場以外も含めて、またJR図にも同じような記載をしまして、その、 |
| 1:50:56 | 凡例のお言葉は特に言ってないんですけども結果的に処理場としてはですね、この括弧に該当するものはない。ですのでそういった整理はしておらず |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:51:09 | 変更がなく鉄をそのまま使用するというものを三角として整理をしているという状況になります。 |
| 1:51:15 | わかりました。はい。この括弧書きがあるせいで |
| 1:51:20 | 別の申請で二重丸とか地米処理をされたのは三角になっちゃってないか なっているのを心配したんですけれどそれはないということですね。 |
| 1:51:29 | はい終了ヨコボリです。はい。そこはございません。わかりました。あ りがとうございます。もし該当しないのであればこの括弧書きいら ないので削除してしまえばいいかなという気もするんですけども。 |
| 1:51:43 | あ、はい承知いたしました。 |
| 1:51:47 | そのようにご対応を伺いたと思います。はい。よろしくお願いま す。私からは以上です。 |
| 1:51:59 | はい。規制庁側からは以上ですけど、向こう側から何かございますで しょうか。 |
| 1:52:06 | はい。 |
| 1:52:07 | はい処理場からは特にございません。本日いただいたコメントを踏まえ て適切に主要な方修正と、もろもろ確認の方を行いたいと思います。 |
| 1:52:18 | よろしくお願いたします。では本日はヒアリングを終了 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------|
| 1:52:25 | 打つ都合、 |
|---------|-------|

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。